



建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：昭和62年12月3日

受管号外
昭和62年12月3日

建築課長殿
営繕課長殿
各土木事務所長殿
（郡家、根雨土木除く）

土木部長

建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について（通知）

このことについて、衛生環境部長から別添写しのとおり通知がありましたので、別紙を参考に適切な指導をされるようお願いします。

受環第182号
昭和62年11月20日

各部長殿
鳥取県企業局長殿
鳥取県教育委員会教育長殿
鳥取県警察本部長殿

鳥取県衛生環境部長

建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について（通知）

このことについて、環境庁大気保全局大気規制課長から別添写しのとおり通知がありました。
については、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する建築物の改修、解体工事の実施時におけるアスベストの環境大気中への排出抑制について、別紙を参考に適切に対処されるようお願いします。